

## 住宅関連助成制度等一覧【桜川市】

R6.4.1

※この一覧表がすべての内容を網羅できている訳ではございません。  
必ず各市町村担当課へお問い合わせの上、詳細等ご確認頂きますようお願い致します。

### リフォーム関係

事業名称	事業概要	担当課	連絡先(内線)
<a href="#">桜川市住宅リフォーム助成事業</a>	市内の施工業者によって住宅のリフォーム工事を行う市民に対し、補助金を交付する。	商工観光課	0296-55-1111(内線3151)
桜川市重度障害者等日常生活用具費支給等事業(うち住宅改修費(居宅生活動作補助用具・居宅生活動作補助用具重度障害者加算))	障害により日常生活用具の給付を必要とすると認められた場合、費用の一部を助成する(住宅改修に伴う費用の一部を助成する。)	社会福祉課	0296-75-3126(内線2313)
介護(予防)サービス給付事業	介護認定被保険者が在宅介護により日常生活が過ごせるようにすることを目的として、被保険者に対して住宅改修(介護保険上適正なものに限る。)に伴う費用の一部を助成する。	介護保険課	0296-75-3158(内線2342)

### 住宅取得関係

<a href="#">桜川市定住促進助成事業</a>	市内に定住する意思をもって住宅を取得した現住者及び市外転入者に対して定住促進助成金を交付する。	都市整備課	0296-58-5111(内線1167・1168)
-----------------------------	---	-------	---------------------------

### 空き家関係

<a href="#">桜川市空家バンク</a>	空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて登録した空家等に関する情報を、空家等の利用を希望する者に提供する。	都市整備課	0296-58-5111(内線1167・1168)
<a href="#">桜川市空家流通促進事業</a>	空家バンクを活用した空家等の流通を促進するため、空家バンクに登録する空家への既存住宅状況検査に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	都市整備課	0296-58-5111(内線1167・1168)
<a href="#">不良住宅(空家)除却費補助制度</a>	地域の良好な景観を保全し、及び市民の安全かつ安心な暮らしを確保するため、所有者等が不良住宅を除却する場合、除却費の一部を補助する。	都市整備課	0296-58-5111(内線1167・1168)

### その他

<a href="#">桜川市公共下水道接続工事費補助金</a>	公共下水道の処理区域において公共下水道接続工事を実施する者に対して補助金を交付する。	下水道課	0296-58-5111(内線3271)
<a href="#">桜川市農業集落排水事業接続工事費補助金</a>	農業集落排水の処理区域において農業集落排水接続工事を実施する者に対して補助金を交付する。	下水道課	0296-58-5111(内線3271)
<a href="#">浄化槽設置事業費補助金</a>	公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の区域で、高度処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。また、単独処理浄化槽を廃止し、当事業により浄化槽を設置しようとする者に対して単独処理浄化槽撤去費補助金を交付する。	生活環境課	0296-75-3111(内線2288)
市街地浄化槽設置事業	使用者が一部負担金を納付し、市が浄化槽本体を設置する。	下水道課	0296-58-5111(内線3274)
<a href="#">桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金</a>	住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅等に設置された太陽光発電設備(発電出力10キロワット未満のものに限る。)と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電可能な蓄電システムに対して補助金を交付する。	生活環境課	0296-75-3111(内線2282)